

利用申請に関する Q & A

Q₁

空きのない保育所等も申請できますか？

在園児の退園等で空きが出た場合、受入可能数が変動する可能性があります。利用の希望があれば申請を行ってください。（申請締切日は、保育所等利用案内 P12～14 を確認してください。）

Q₂

複数の区の保育所等に利用申請をしたいのですができますか？

利用申請の際は他の区の保育所等も含めて希望順位をつけて全て入力してください。なお、給付認定申請・利用申請はお住まいの区の区役所こども家庭支援課で受け付けます。

Q₃

第 10 希望まで利用申請をしましたが、どのように利用調整するのですか？
また、1 つの保育所等だけの希望の場合、優先されるのでしょうか？

利用調整は保育所等ごとに行います。複数の保育所等で利用が可能になった場合には、希望順位が高い保育所等に利用内定となります。そのため、利用申請の際は、希望順位の高い順に、利用を希望する園を入力してください。調整の際、希望順位はランク判定等に影響しないため、1 つの保育所等のみの希望の人が有利になることはありません。

Q₄

利用希望施設・事業はたくさん入力したほうがいいのか？

より多くの施設・事業をご入力いただいた方が、入所の可能性は高まります。通勤等の手段や経路を工夫する、小規模保育事業等の地域型保育事業や認定こども園も見学する園に加えるなど、幅広い視点で希望する施設を探すことをおすすめします。

Q₅

基準日時点で仕事をしていて、保育所等を利用する時には出産を控えている場合や出産後間もない場合、ランクに影響しますか？

産前産後認定期間（保育所等利用案内 P6 の※1）に利用を希望する場合、利用開始後に復職しないときは、産前産後ランクとなることがあります。基準日時点と利用開始時点で世帯の状況が変わる場合は必ずお住まいの区の区役所こども家庭支援課に相談してください。

Q₆

（年度途中の利用希望の場合）6 月からの仕事に内定し、7 月からの利用を希望しています。ランクはどうなりますか？

利用調整における優先順位の判定を行う基準日は、4 月からの利用申請を除き、利用を希望する月の前々月の末日となります。7 月利用希望の場合、基準日である 5 月末日に就労を開始していないため、「就労開始予定」の調整指数 - 2 が適用されますが、ランクは利用開始日時点の契約上の就労日数及び時間により判定します。

Q₇

育児短時間勤務をしています。ランクはどうなりますか？

育児短時間勤務の利用により、就労日数及び時間を変更している場合には、変更前の契約上の就労日数及び時間によりランク判定を行います。

なお、変更した就労時間が月 64 時間に満たない場合、就労認定ができないため、求職中認定及び H ランクとなります。

Q₈

利用を希望する月から就労時間・日数が増える予定ですが、ランクはどうなりますか？

就労先と協議の上、利用を希望する月から就労日数・時間が増える場合（保育所等が利用決定した際に増やせる場合を含む）は、就労先が記載する就労証明書の備考欄に、必要な項目（就労証明書の裏面を参照）の記載があれば、増えた後の就労日数・時間でランク判定を行います。

Q₉

幼稚園の入園申込みをしながら、保育所等を併願できますか？

幼稚園の入園申込みをしながら、保育所等を併願することは可能です。ただし、保育所等の申請状況によっては、申請を受け付けていない幼稚園もありますので、詳しくは希望する幼稚園にお問合せください。併願する場合、区役所に対して給付認定申請（法第 19 条 2 号認定）と保育所等の利用申請を行うとともに、幼稚園に申請を行っていただきます。必要な申請については、利用する幼稚園・預かり保育の利用希望によって異なりますので、詳しくは各利用案内をご確認ください。また、保育所等を利用することになった場合は、幼稚園へ必ず連絡してください。なお、幼稚園に通いながら保育所等への利用申請を継続する場合には、法第 19 条 2 号認定のままで幼稚園を利用することができます。（特例給付）

Q₁₀

保育所等が保留となったため、無償化対象施設・事業を利用したい場合はどのような手続きが必要となりますか？

無償化対象施設・事業（認可外保育施設等や、幼稚園等の預かり保育などをいう。）を利用し、無償化の給付を受けるためには、保育所等の利用申請時の認定とは別の認定（法第 30 条の 4 2 号／3 号認定）が必要です。手続きの詳細は、お住まいの区の区役所こども家庭支援課にご相談ください。

Q₁₁

世帯状況等が変わった場合、利用料は変更されますか？いつから変更されますか？

変更申請の内容を横浜市で確認したのち、原則として翌月 1 日から変更後の利用料が適用されます。申請が遅れた場合、利用料の減額ができない、追加費用が発生する等の不利益が生じる可能性がありますので、世帯状況の変化等があった場合は、速やかに区役所こども家庭支援課に届け出てください（届け出先の区役所は保育所等利用案内 P27 を参照してください）。

Q₁₂

欠席した場合、利用料は日割計算されますか？

欠席については、原則として理由・日数にかかわらず日割計算はされません。

Q₁₃

下の子の育児休業中に、上の子が保育所等に在園していましたが、新たに下の子が保育所等を利用します。このとき、下の子は保育標準時間での利用となりますが、上の子は下の子の利用開始月の翌月にならないと保育標準時間で利用することはできませんか？

上のお子さんが育児休業事由での利用となっているため、短時間での利用となりますが、復職後の就労時間が保育標準時間認定に該当している方に限り、下のお子さんの利用開始月の前月中に認定変更申請を行うと上のお子さんも下のお子さんの利用開始月から保育標準時間で利用が可能です。

Q₁₄

下の子の育児休業中に、地域型保育事業等を利用している上の子が卒園を迎え、他の施設に進級する場合、育児休業中の利用継続事由で施設の利用を続けることはできますか？

地域型保育事業等を利用する児童が、卒園後に他の施設に進級する際には、進級後の利用施設は限定せず、育児休業中の事由での利用が可能です。

- 1 対象となる条件
横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等に在籍していて、卒園する児童が、卒園後の利用申請をする場合
- 2 保育を必要とすることの証明書類
就労証明書
その他の提出書類は、通常の方と同様になりますので、保育所等利用案内 P16～19 を確認してください。
- 3 育児休業中に利用継続できる期間
育児休業が終了する日が属する月の末日まで
- 4 利用調整について
提出された就労証明書で審査します。
※本取扱いの対象となり、幼稚園を利用する場合、市型預かり保育は利用することができませんので、ご注意ください。